

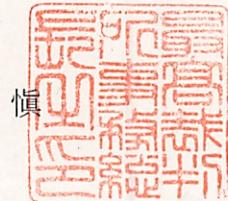
最高裁秘書第3940号

令和3年12月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年11月30日付け（同年12月3日受付、第030754号）で申出の
ありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたの
で通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「損害賠償請求事件について」と題する書面（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

損害賠償請求事件について

事案の概要

本件は、被上告人（第1審原告）が運転する車両と上告人（第1審被告）が運転する車両が衝突した交通事故について、被上告人が、上告人に対し、不法行為等に基づき、被上告人に生じた人的損害（治療費等）及び物的損害（車両修理費等）の賠償を求める事案である。

被上告人の上告人に対する不法行為に基づく物的損害の賠償請求権が3年の短期消滅時効により消滅したか否かが争われている。

〔時系列〕

- ① 平成27年2月26日、本件事故が発生した。
- ② 被上告人は、平成27年8月25日、症状固定の診断を受けた。
- ③ 被上告人は、平成30年8月14日、本件訴訟を提起した。

〔参考〕

民法724条前段（平成29年法律第44号による改正前のもの）

「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。」

原判決及び争点

◇ 原判決の判断

- ・ 交通事故の被害者に人的損害及び物的損害が生じた場合、被害者の加害者に対する不法行為に基づく物的損害の賠償請求権の短期消滅時効は、被害者が当該交通事故による損害全体を知った時から進行すると解するのが相当である。
- ・ 被上告人が本件事故による損害全体を知ったのは、被上告人が症状固定と診断された日であると認められるから、本件訴訟提起時点では、被上告人の上告人に対する不法行為に基づく物的損害の賠償請求権の短期消滅時効は完成していなかったとして、被上告人の請求を一部認容した。

- ◇ 最高裁における争点は、交通事故の被害者に人的損害及び物的損害が生じた場合、被害者の加害者に対する不法行為に基づく物的損害の賠償請求権の短期消滅時効がいつから進行するかである。